

●香川県監査委員公表第32号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成25年12月20日

香川県監査委員 林 勲
同 鍋 嶋 明 人
同 山 田 正 芳
同 十 河 直

- 1 監査対象部局 病院局
- 2 監査対象年度 平成24年度
- 3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措置の状況
指導注意事項	<p>ア 収入事務について</p> <p>(ア) 現金取扱員の指定ができていないものがあつた。(中央病院)</p> <p>(イ) つり銭を規程どおりに収入処理できておらず、現金受払簿への記載もできていなかった。(中央病院)</p> <p>(ウ) 行政財産の目的外使用料のうち、使用開始日までに徴収できていないものがあつた。(中央病院)</p> <p>(エ) 予定価格を定めることなく自動車を売却していた。(丸亀病院)</p> <p>(オ) 平成24年度救命救急センター運営費補助金について、報告期限が過ぎているにもかかわらず、事業実績報告書が提出されていなかった。(県立病院課)</p> <p>イ 手当の支給について</p> <p>(ア) 超過勤務等命令簿について、修正液を使用して所属責任者の印影等を抹消していたものがあつた。(中央病院)</p> <p>(イ) 嘱託職員（医師）35名へ支給</p>	<p>ア 収入事務について</p> <p>(ア) 今後は指定が必要な職員を十分に確認し、指定されている現金取扱員のみが業務を担当するよう徹底する。</p> <p>(イ) 直ちに現金受払簿に記載漏れとなっていた箇所を記載した。 また、平成26年度からは、当該年度の現金収入分からつり銭を留め置くこととする。</p> <p>(ウ) 今後は、徴収漏れのないよう徹底する。</p> <p>(エ) 今後、物品等の売払いに当たっては、香川県病院局財務規程第83条の規定に基づき、予定価格を設けることを徹底する。</p> <p>(オ) 今後は、定められた報告期限までに提出するよう、適切な事務処理に努める。</p> <p>イ 手当の支給について</p> <p>(ア) 所属職員に対し、適切な訂正方法などについて改めて周知徹底した。</p> <p>(イ) 直ちに手当支給額の修正内容</p>

済（過去10か月分）の時間外勤務手当及び宿日直手当について、支給額に誤りがあったため、3月支給の報酬より正当額との差額を相殺して支給していたが、3月支給分の起案文書には、その積算根拠が添付されていなかった。（中央病院）

ウ 支出事務について

資金前渡を受けた費用について、帰庁後5日以内に残金の精算報告すべきところ、約1か月後に報告がなされているものがあった。（中央病院）

エ 契約事務について

(ア) 単価契約をしている薬品のうち1品目について、契約額と異なる見積書が証拠書類として添付されていた。（丸亀病院）

(イ) 病院情報システムの運用保守支援業務委託及び機器保守委託について、見積書が徴収できていなかった。（白鳥病院）

(ウ) 病院情報システムレベルアップ業務について、情報システム調達審査委員会の審査前に、予定価格調書を作成していた。また、見積書が徴収できていなかった。（白鳥病院）

(エ) 自家用電気工作物の保守管理業務委託など前金払をしたものについて、履行確認ができていなかった。（白鳥病院）

オ 物品の管理について

(ア) 病院情報システムの耐用年数が誤っていた。（中央病院・丸亀病院）

を記載した積算根拠を起案文書に添付した。

ウ 支出事務について

資金前渡を受けた場合は、帰庁後5日以内に前渡金の精算を行うよう周知徹底した。

エ 契約事務について

(ア) 単価契約の再見積りを求める場合にあっては、書面による見積書の速やかな提出を求めるとともに、契約額と添付見積書の額の突合を徹底する。

(イ) 今後、委託契約締結に当たっては見積書を徴収する。

(ウ) 今後、情報システム調達審査委員会の審査が必要な業務については、同委員会の審査後に、予定価格調書を作成し、見積書を徴収する。

(エ) 前金払に当たっては、完了届を提出させたうえで、履行確認を徹底する。

オ 物品の管理について

(ア) 当該システムは今年度で減価償却が終了することから、今後、システムを導入する際には、地方公営企業法施行規則等に基づき、適正な耐用年数を決定する。

	<p>(イ) 保管する毒劇物については、容器単位で、使用の都度在庫量を数量又は質量で管理する必要がある。(中央病院)</p> <p>(ウ) 保管する毒劇物については、容器単位で、使用の都度在庫量を数量又は質量で管理するとともに、管理規程を整備し、管理責任者による定期点検を実施する必要がある。(丸亀病院・白鳥病院・がん検診センター)</p> <p>(エ) 取得価格が3万円以上の消耗備品について、適正に管理する必要がある。(白鳥病院)</p>	<p>(イ) 保管する毒劇物について、容器単位で、使用の都度在庫量を数量又は質量で毒物劇物管理台帳に記入することとした。 今後は、より適正な管理が行われるよう徹底する。</p> <p>(ウ) 保管する毒劇物について、容器単位で、使用の都度在庫量を数量又は質量で毒物劇物管理台帳に記入することとした。また、「毒物劇物危害防止規程」を定め、管理責任者を含めた管理組織を置くとともに、管理責任者による定期点検を実施することとした。 今後は、より適正な管理が行われるよう徹底する。</p> <p>(エ) 今年度中に管理台帳を作成し、適正に管理を行う。</p>
<p>検討指示事項</p>	<p>時間外診療費に係る預り金について、手元で保有できる期間などを定める要領等の作成を検討する必要がある。(中央病院)</p>	<p>手元に保有できる期間などについて定めた時間外診療における医療費預り金管理要領を今年度中に作成し、適正な管理を行う。</p>